

自主防災会会則

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇〇 自主防災会 (以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、〇〇〇〇 に置く。

(目的)

第3条 本会は、〇〇〇〇 自主防災会の地区の住民の生命と財産の保護のために、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 火災、地震、台風に対する災害予防に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報の伝達収集、初期消火、救出救護および避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の点検に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇〇〇 自主防災会の地区の世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 1人 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 部長 | 若干名 |
| (5) 防災指導員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 若干名 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 理事および部長は、会務の運営にあたる。
- 4 防災指導員は、第4条に掲げる事業活動の企画、実施に参画する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会、理事会および部長会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催するものとする。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) その他、会長がとくに必要と認めたこと。

(部長会)

第10条 部長会は、役員をもって構成する。

- 2 部長会は、会長が招集する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事および防災指導員によって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会より委任されたこと。
 - (3) 防災計画の立案に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、災害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震、台風に関する警戒宣言発令時並びに災害の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震災害に関する警戒宣言発令時および災害の発生時における情報の伝達、収集、出火防止、初期消火、救護および避難誘導等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、区費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

1 この会則は、令和5年4月1日から実施する。

〇〇〇〇 自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇〇〇 自主防災会活動に必要な事項を定め、地震、津波、台風及び火災等による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災に必要な物資および資機材の備蓄に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 情報の伝達、収集に関すること。
- (6) 出火防止、初期消火に関すること。
- (7) 救出救護に関すること。
- (8) 避難誘導に関すること。
- (9) 給食、給水に関すること。
- (10) 衛生に関すること。
- (11) 避難所の運営に関すること。

3 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織および防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等の知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災、防火の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布。
- イ 講演会、映画会等の開催。
- ウ パネル等の展示。

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

4 防災訓練

次の方法により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

個別訓練および総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出、救護訓練
- オ 炊き出し訓練

(3) 総合訓練

2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期および回数

- ア 訓練は、原則として火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 情報の収集伝達

次の方法により情報の伝達、収集を行う。

(1) 情報の伝達収集

情報員は、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達するとともに地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集する。

(2) 情報の伝達収集方法

情報の伝達収集は、電話、テレビ、ラジオおよび伝令等による。

6 出火防止および初期消火

(1) 出火防止

災害時における火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月19日を「防火の日」とし、各家庭においては、主として次の事項を重点に点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行い、初期消火が出来るように消火資機材の整備普及をはかる。

- ア 防火水槽ならびにその付近の整備
- イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での整備

7 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力するものとする。

(2) 医療機関への連絡

救出救護員は、負傷者が医師の手当を要すると判断されたときは、救急自動車の要請ならびに消防署指示による医療機関に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

8 避難対策

火災の延焼拡大等により、住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

碧南市長の避難勧告等が発令されたとき、または会長が必要があると認めたときは、会長は避難誘導班長に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班長および避難誘導員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所

市指定の避難所および安全な箇所。

9 給食・給水

避難所等における給食および給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水員は、市から配分された食料、地域内の家庭または米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水員は、市から提供された飲料水、井戸水等により確保した飲料水により給水活動を行う。

10 衛生

被災地域の防疫は、会長の指示により衛生委員が行う。

(1) 被災地域の防疫活動

衛生委員は、市から配分された防疫資材により被災地域の防疫活動を行う。

11 避難所の運営

(1) 避難所開設担当者・施設管理者等と協力して避難所の開設・運営を行う。

(2) 避難者等の把握をする。

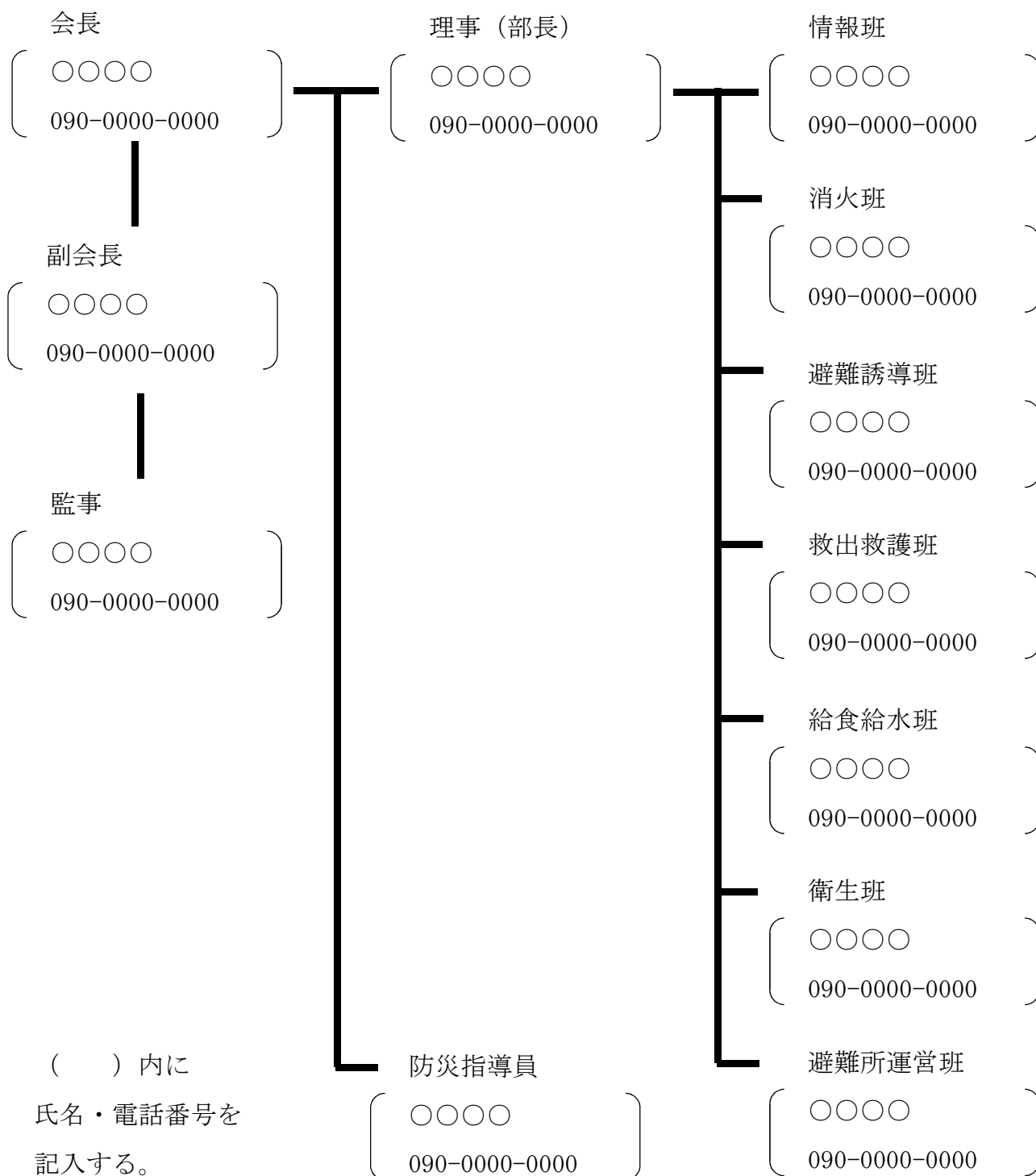
12 防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、住民自治組織の組単位を基盤として、次のとおり防災組織を編成する。

自主防災会組織表

自主防災会名 ○○自主防災会

会長名 碧南 太郎



○ 年度自主防災活動委託事業の実施計画について

年 月 日

碧南市長 様

自主防災会名 ○○自主防災会

会長名 碧南 太郎

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 訓練内容等

(例) 防災備蓄倉庫（コンテナ）資器材取扱訓練、初期消火訓練、可搬ポンプ放水訓練、炊出・給水訓練、津波避難訓練、避難行動要支援者避難訓練、地区内危険箇所点検ファーストミッションボックス訓練

2 収支予算

収入の部

科目	決算額	明細
委託料	100,000円	碧南市 区より補助
補助金	10,000円	
計	110,000円	

支出の部

科目	決算額	明細
訓練費	59,000円	参加者飲物 200人×200円=40,000円 参加者昼食 19人×1,000円=19,000円 避難所開設訓練（FMB）を含む
資材補充費	45,000円	消耗機材各種 45,000円 可搬ポンプバッテリー交換 可搬ポンプ・備蓄倉庫の携行缶ガソリン入れ替え 備蓄倉庫の乾電池（期限切れ）入れ替え
会議費	3,000円	出席者飲物 20人×150円=3,000円
消耗品	3,000円	用紙、コピー代
計	110,000円	

年 月 日

碧南市自主防災会連絡協議会会長 様

(依頼者)

住 所 (会長の住所)

自主防災会名 ○○自主防災会

会 長 名 碧南 太郎

自主防災会振込口座報告書

○年度自主防災活動事業委託料は、以下の口座へ振り込んでください。

振込先

銀行名		<div style="text-align: center;"> <input type="text" value="銀 行"/> 碧南 信用金庫 信用組合 市役所支 店 あいち中央農業協同組合 </div>													
口座種別		<div style="text-align: center;"> <input type="text" value="普通"/> ・ 当座 </div>				口座番号				0 0 1 1 1 1 1					
名義	フリ ガナ	○	○	シ	ゝ	シ	ユ	ホ	ゝ	ウ	サ	イ	カ	イ	○
	氏名	○○自主防災会 ○○○○ (TEL : 090-0000-0000)													

・フリガナ欄の濁点は、1マスに記入してください。

自主防災会年間事業計画書

提出日 _____ 年 月 日

自主防災会名 ○○自主防災会

会長名 碧南 太郎

- ・ 訓練や点検等を行う年間事業計画を記入してください。
- ・ 実施予定日は、具体的な日にちに替えて月単位での記入でも差し支えありません。なお訓練や点検等は、最低限行っていただく回数がそれぞれあります。
- ・ 参加人数は、自主防災会からの参加人数のみ記入してください。

1 街頭消火器（点検を6か月に1回以上実施）

実施予定日	備考
○月頃 母	
○月 ○日	
月 日	
月 日	

2 可搬消防ポンプ（訓練や点検を3か月に1回以上実施）

実施予定日	実施場所	参加人数	消防予備隊 参加の有無
○月頃 母	碧南市役所	1 2	有
○月 ○日	碧南市役所	1 2	無
月 日			

月 日			
月 日			

3 防災備蓄倉庫（コンテナ）（点検を1年に1回以上実施）

実施予定日	参加人数	備考
○月頃 日	5	
月 日		

4 ファーストミッションボックス（避難所開設の手順書）訓練（紐づけされた所定の避難所での訓練を1年に1回以上実施）

※訓練1か月前までに「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】の提出必要

実施予定日	実施場所	参加人数	備考
○月頃 日	○○小学校	40	AED・消火器取扱い訓練と併せて実施
○月 ○日			

5 防災訓練

※訓練1か月前までに「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】の提出必要

実施予定日	実施場所	内容	参加人数
○月頃 日	○○小学校	避難所開設訓練、AED・消火器取扱い訓練	40
○月 ○日			
月 日			
月 日			

自主防災会防災訓練計画書

碧南市長 様

提出日 年 月 日

自主防災会名 ○○自主防災会

会長名 碧南 太郎

下記のとおり防災訓練を計画しましたので、計画書を提出します。

記

1 計画概要

日時	○年 ○月 ○日 (○) ○時 ○分～ ○時 ○分
実施場所	○○区民館
参加人数	○○人

2 訓練内容

- ・避難所開設訓練
- ・避難行動要支援者避難訓練
- ・消火器取扱訓練
- ・炊出し訓練

3 連絡事項等

- ・避難所開設訓練で防災ボランティアの指導を要望しました。
- ・可搬ポンプ取り扱い訓練で消防予備隊の指導を要望しました。
- ・水消火器○本と標的○個を訓練で使用するため消防署で借用しました。

4 その他

- ・水消火器の借用は、碧南消防署へ連絡してください。
- ・非常食配布の希望 : 無し ・ 有り (50人分)

○ 年度自主防災活動委託事業の実施報告について

年 月 日

碧南市長 様

自主防災会名 ○○自主防災会

会長名 碧南 太郎

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 実施報告

- ・街頭消火器の点検、可搬消防ポンプの訓練・点検、防災備蓄倉庫（コンテナ）の点検、ファーストミッションボックス（避難所開設の手順書）訓練、防災訓練の内容を記入してください。

日付	時間	場所	参加人数	内容
○月 ○日	○時 ○分～ ○時 ○分	○○公園	1 2	可搬ポンプ取扱い訓練
○月 ○日	○時 ○分～ ○時 ○分	○○公園	1 2	防災備蓄倉庫点検
○月 ○日	○時 ○分～ ○時 ○分	○○小学校	2 0	避難所開設訓練
○月 ○日	○時 ○分～ ○時 ○分	各地区	5	街頭消火器点検
月 日	時 分～ 時 分			
月 日	時 分～ 時 分			
月 日	時 分～ 時 分			
月 日	時 分～ 時 分			
月 日	時 分～ 時 分			

月	日	時	分～			
時	分					
月	日	時	分～			
時	分					
月	日	時	分～			
時	分					

2 収支決算

収入の部

科目	決算額	明細
委託料	100,000円	碧南市より
補助金	10,000円	区より補助
計	110,000円	

支出の部

科目	決算額	明細
訓練費	59,000円	参加者飲物 200人×200円=40,000円 参加者昼食 19人×1,000円=19,000円 避難所開設訓練（FMB）を含む
資材補充費	45,000円	消耗機材各種 45,000円 可搬ポンプバッテリー交換 可搬ポンプ・備蓄倉庫の携行缶ガソリン入れ替え 備蓄倉庫の乾電池（期限切れ）入れ替え
会議費	3,000円	出席者飲物 20人×150円=3,000円
消耗品	3,000円	用紙、コピー代
計	110,000円	

【様式3-2】

点検日: 年 月 日

碧南市防災備蓄倉庫(コンテナ)備蓄点検表

〇〇〇〇自主防災会


1 〇〇公園

※『確認した数』を記入してください。基準数に満たない場合や期限切れのものは更新してください。

● 生活用資器材		基準数	確認した数
延長コード	30m、容量22A、コンセント4口	1 個	1 個
懐中電灯	単一電池が6本必要	5 個	5 個
車椅子	ノーパンクタイヤを使用	1 台	1 台
下敷きマット	20m巻	4 本	4 本
ストロングライト	非常用照明(蛍光灯のようなもの) 発電機を電源とする	4 台	4 台
テント	2間×3間	1 張	1 張
手はかり	20kg用	2 個	2 個
バケツ	トタン製10個 プラスチック製10個	20 個	20 個
ポリタンク	20ℓ	5 個	5 個
ラジオ	単三電池が2本必要	2 台	2 台
ランタン	ソーラーまたは手回しで使用する	2 個	2 個
リヤカー	積載荷重180kg程度	1 台	1 台
センサーライト	単三電池が3本必要	1 個	1 個


● 生活用消耗品		基準数	確認した数
乾電池(単一)	※使用推奨期限を超過している場合は交換が必要	50 本	50 本
乾電池(単二)	※使用推奨期限を超過している場合は交換が必要	50 本	50 本
乾電池(単三)	※使用推奨期限を超過している場合は交換が必要	4 本	4 本
タオル		200 本	200 本
毛布		140 枚	140 枚
ろうそく	燃焼約12時間 マッチ付き	50 本	50 本

● トイレ		基準数	確認した数
簡易トイレ	ワンタッチトイレ 組立は簡単	3 台	3 台
災害用排便処理袋	汚物処理袋 200枚、凝固紙 200枚、保管用外袋 20枚	200 回分	200 回分
トイレトーパー		24 巻	24 巻
トイレ用テント	ワンタッチトイレ用 組立は簡単	3 張	3 張


● 衛生用品		基準数	確認した数
大人用おむつ(S)		9 枚	9 枚
大人用おむつ(M)		9 枚	9 枚
大人用おむつ(L)		8 枚	8 枚
大人用おむつ(LL)		8 枚	8 枚
子供用おむつ(S)		54 枚	54 枚
子供用おむつ(M)		153 枚	153 枚
子供用おむつ(L)		126 枚	126 枚
生理用品(昼用)		880 枚	880 枚
生理用品(夜用)		140 枚	140 枚
尿とりパッド(男)		144 枚	144 枚
尿とりパッド(女)		225 枚	225 枚
救急箱	50人用	1 セット	1 セット
	安全ピン 1袋5本	5 袋	5 袋
	ガーゼ	10 枚	10 枚
	救急包帯 小	6 本	6 本
	三角巾ロール巻	20 巻	20 巻
	救急お手当法	1 冊	1 冊
	止血帯	2 個	2 個
	伸縮包帯 4裂	5 本	5 本
	副木 大中小3枚組	2 個	2 個
	体温計	1 個	1 個
	とげ抜き兼用ピンセット 大	3 個	3 個
	トーマーボトル(携帯用密閉容器)	1 本	1 本
	ハイラインホスピタル 大小(不織布)	5 枚	5 枚
	パワーステンレスハサミ	3 本	3 本
	ペン	3 本	3 本
	メモ帳	2 冊	2 冊
	ユートク紙絆 9mm×1m	3 枚	3 枚

● 発電機関係			基準数	確認した数
ガソリン用携行缶(20ℓ)	※1缶は常に空に、もう1缶は毎年ガソリンの入れ替えが必要	発電機に使用	2 缶	2 缶
発電機(0.9kW)	EM-23		1 台	1 台
発電機(2.3kW)	EU-9i-JN		1 台	1 台

● 救助用資機材			基準数	確認した数
可搬ウインチ			1 個	1 個
混合ガソリン(10)	※1年に1回交換が望ましい	チェーンソーに使用	1 本	1 本
担架			2 台	2 台
チェーンソー			1 台	1 台
チェーンソーオイル(10)	※1年に1回交換が望ましい	チェーンソーに使用	1 本	1 本
万能斧	薪割りにも使用		2 本	2 本
バール(大)	1800mm		2 本	2 本
ブルーシート	3.6m×5.4m		100 枚	100 枚
メガホン	単二電池が6本必要		1 本	1 本
ロープ	200m 12mm径 ビニロン製		1 巻	1 巻
10型粉末消火器	碧南市防災課が管理		3 本	3 本
救助工具セット			1 セット	1 セット

	基準数	確認した数		基準数	確認した数		基準数	確認した数	
	金のこ	1 個	1 個	小ハンマー	1 個	1 個	のこぎり	1 本	1 本
	かませ木	2 本	2 本	専用カート(アルミ製)	1 台	1 台	防塵マスク	3 枚	3 枚
	革手袋	3 双	3 双	平バール	1 本	1 本	ボルトクリッパー	1 個	1 個
	剣先スコップ	1 本	1 本	爪付油圧ジャッキ	1 個	1 個	両口ハンマー	1 個	1 個
	ゴーグル	3 個	3 個	テコバール	1 本	1 本	両つるはし	1 本	1 本

● 炊出し関係			基準数	確認した数
カセットコンロ	4.1kw		24 台	24 台
カセットボンベ	3本パック×16個	使用期限7年	48 本	48 本
災害用食器セット	100セット×5(紙皿、紙コップ、紙ボウル、スプーン)		500 セット	500 セット
食缶	調理済みの料理を運ぶもの	給食のスープ等が入っていたもの	4 個	4 個
プラスチック皿			100 枚	100 枚
プラスチックボウル			100 個	100 個
薪	炊出し器用		5 束	5 束
やかん			2 個	2 個
炊出し器ガスバーナー(大型)			1 台	1 台
炊出し器ガスバーナー(中型)			1 台	1 台
炊出し器(大型)			1 台	1 台
炊出し器(中型)			1 台	1 台
炊出しセット	まかないくん基本セット		1 セット	1 セット

	基準数	確認した数		基準数	確認した数		基準数	確認した数	
	お釜の木蓋	1 枚	1 枚	軍手	2 双	2 双	中杓文字	1 個	1 個
	金たわし	2 個	2 個	すいのう(柄つきざる)	1 個	1 個	柄杓	3 本	3 本
	木柄そば揚げ	1 個	1 個	大杓文字	1 個	1 個	フリースタンド	1 台	1 台

● 食料品関係(※碧南市防災課が管理)			基準数	確認した数
アルファ化米(アレルギー対応)	保存期間 5年	50食入り×8箱	400 食	防災課管理
クラッカー	保存期間 5年	35パック×2缶×5箱	350 食	防災課管理
水	保存期間10年	0.5ℓ×480本	240 ℓ	防災課管理

自主防災会資材更新報告書 (可搬消防ポンプ／防災備蓄倉庫(コンテナ))

提出日 年 月 日

自主防災会名 〇〇自主防災会

会長名 碧南 太郎

1 可搬消防ポンプ

管理する可搬消防ポンプがある自主防災会は、点検・記入してください。

資材	内容	点検年月日	結果
ガソリン (ガソリン用 携行缶内)	ガソリン用携行缶内のガソリンは毎年入れ替える	令和5年 6月 10日	■入替え済

2 防災備蓄倉庫 (コンテナ)

資料「各自主防災会が使用する防災備蓄倉庫 (コンテナ)」で、**太字で表記**されている防災備蓄倉庫 (コンテナ) がある自主防災会は、点検・記入してください。

資材	内容	点検年月日	結果
乾電池	使用推奨期限を超過している場合は交換が必要	令和5年 6月 10日	□入替え済 ■交換不要
ガソリン (ガソリン用 携行缶内)	ガソリン用携行缶内のガソリンは毎年入れ替える	令和5年 6月 10日	■入替え済
カセット ボンベ	7年に1回交換が必要 次回は令和10年度に、各自主防災会にて更新を行う	令和5年 6月 10日	□入替え済 ■交換不要

次年度自主防災会長報告書

年 月 日

(宛先) 碧南市防災課長

自主防災会名 ○○自主防災会

会長名 碧南 太郎

下記のとおり、令和〇 年度の _____ ○〇 _____ 自主防災会長を通知します。

記

フリガナ	ヘキナン タロウ
氏名	碧南 太郎
住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 碧南市〇〇町〇丁目〇番地
自宅電話	0 5 6 6 — 〇〇 — 〇〇〇〇
携帯電話	0 9 0 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇
メールアドレス (任意)	※日中の連絡が付きにくい方は、ご記入ください。 mail_address @ sample.com

自主防災会訓練計画等の参考

1 調査・確認

(1) 防災マップ

地震ハザードマップ・洪水、高潮ハザードマップ・標高マップ

(2) 避難所・一時退避場所

(3) 街頭消火器設置場所

(4) 要支援者住宅（避難行動要支援者名簿）

(5) 地区防災関連施設

可搬消防ポンプ収納庫・避難所倉庫・自主防災会倉庫、危険箇所、病院

(6) 井戸水提供の家

(7) 土のう集積場所

2 研修

(1) 防災リーダー養成講座

(2) 防災ボランティア連絡会による各種講座及び訓練等

(3) 防災マップ等作成

(4) 救急法（AED）

(5) 出前講座

3 定期訓練（自主防災会役員主体）

(1) 可搬消防ポンプ点検及び取扱訓練（6か月に1回程度）

(2) 防災資材取扱訓練

(3) 防災備蓄倉庫（コンテナ）資材・避難所倉庫資材・自主防災会倉庫資材

4 総合訓練（地区住民を対象に年2回以上）

(1) 消火訓練

(2) 救助、救出訓練

(3) 炊き出し訓練

(4) 避難訓練

(5) ファーストミッションボックス（避難所開設の手順書）訓練

(6) その他

各種防災訓練

災害が発生したときに被害を少なくするためには、落ち着いて適切な行動をとることが大切です。そのためには、防災訓練を繰り返し行い、対処の仕方を知り行動できるようにしておく必要があります。防災訓練を積み重ねることにより、災害が発生したときの防災行動力を高め、被害を最小限に食い止めることができます。

防災訓練には、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練及びファーストミッションボックス訓練などがあります。

<各種防災訓練例>

●情報収集伝達訓練

災害情報の収集・伝達では、自主防災会を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況（負傷者や建物、道路や河川、橋梁などの損壊）、住民の避難状況などを自主防災会で収集し、市に報告するための訓練を行います。また、地震その他の大規模災害が発生した場合、的確な対策が進められるためには、迅速で正確な災害情報収集と伝達を行うことが必要です。

●消火訓練

地震による被害の大小は、火災が発生するかどうか、また、発生した火災が広がるかどうかによって異なります。被害を最小限に食い止めるためには、第一に発生した火災は、ボヤのうちに消し止めることです。地震で実際に火災が発生した場合、消防署や消防団が来ないこともあり得ます。隣近所に応援を求めて消火活動に入ることになりますが、効果的な消火を行うため、日頃から消火器や可搬ポンプなどの消火用資機材の使用方法及び消火技術を習得しておく必要があります。



●避難誘導訓練

自主防災会としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所・津波一時退避場所（避難所・津波一時退避場所については別紙のとおり）まで迅速かつ安全に避難できるようにします。

●救出救護訓練

大地震等の災害が起こると、同時に広範囲にわたって多くの被害が発生します。交通も妨げられ、負傷者などが出ても、消防署や消防団などの防災関係機関が全ての救出救護活動を行うことは不可能です。このため、住民がお互いに助け合い、資機材などを使用し負傷者の救出や応急手当が適切に行えるよう、訓練を行い、基本的技術を習得しておく必要があります。



●給食給水訓練

アルファ米でご飯をつくることや、はそりなどの資機材を有効に活用し炊き出しなどの技術を習得します。また、試食することも訓練になります。



●ファーストミッションボックス(避難所開設の避難所)訓練

避難所の開設及び運営には避難者自身の協力が不可欠です。そこで、初めての方でも、避難所を開設できる手順書(ファーストミッションボックス)を避難所に設置しました。大規模災害時には、自主防災会が中心となって避難所を開設・運営していく必要があります。まずは避難者自身で避難所を開設できるように、積極的に訓練を行ってください。



市の指定する避難所

No	施設名	所在地	電話	構造	面積 ㎡	収容可 能人員	備考	津 波	洪 水	高 潮
1	新川小学校体育館	新川町 2-1	41-0998	鉄筋 1F	1,120	560		○	○	○
2	新川公民館	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋 2F	135	67	ホール	○	○	○
3	羽久手保育園	鶴見町 6-17	41-1475	鉄筋 2F	130	65	遊戯室	○	○	○
4	碧南工科高等学校体育館	丸山町 3-10	42-2500	鉄骨 1F	1,270	635		○	×	×
5	中央小学校体育館	向陽町 3-19	42-8700	鉄骨 1F	1,009	504		○	○	○
6	中央中学校体育館	植出町 5-2	42-3223	鉄骨 1F	1,368	684		○	○	○
7	保健センター	天王町 1-70	48-3751	鉄筋 4F	105	52	ロビー	○	○	○
8	大浜公民館	中町 1-53	42-1182	鉄筋 2F	187	93	ホール	○	○	○
9	大浜小学校体育館	浜田町 1-1	41-0990	鉄筋 1F	1,177	588		○	×	×
10	南部市民プラザ	塩浜町 7-135	42-8211	鉄筋 2F	1,158	579	アリーナ	△	△	△
11	棚尾小学校体育館	春日町 1-5	41-0993	鉄骨 1F	1,163	581		○	○	○
12	棚尾公民館	汐田町 2-28	41-0892	鉄筋 4F	223	111	ホール	△	△	△
13	前浜集落センター	前浜町 1-80	42-9616	鉄筋 2F	348	174	大研修室	△	△	△
14	川口農業センター	川口町 1-24-2	42-9766	鉄筋 2F	272	136	大研修室	△	△	△
15	日進公民館	日進町 2-92	48-2678	鉄筋 2F	169	84	ホール	△	×	×
16	東部市民プラザ	照光町 5-3	46-1188	鉄骨鉄筋 1B2F	1,143	571	アリーナ	○	△	△
17	東中学校体育館	天神町 3-88	41-0994	鉄筋 1F	1,135	567		○	○	○
18	鷺塚小学校体育館	旭町 2-30	41-0996	鉄骨鉄筋 1F	925	462		○	○	○
19	鷺塚公民館	旭町 2-66	48-5412	鉄筋 2F	170	85	ホール	○	○	○
20	荒子保育園	笹山町 3-29	42-0138	鉄筋 2F	162	81	遊戯室	○	×	×
21	西端小学校体育館	上町 3-1	48-1542	鉄筋 2F	700	350		○	○	○
22	西端区事務所	半崎町 3-60	-	鉄筋 1F	116	58	ホール	○	×	×
23	農業者コミュニティセンター	神田町 2-6	42-5888	鉄筋 1F	711	355	体育室	○	×	×
24	勤労者体育センター	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋 1F	720	360		○	○	○
25	新川中学校体育館	新川町 1-1	41-0997	鉄筋 1F	1,298	649		○	○	○
26	新川保育園	金山町 1-27-4	41-1476	鉄筋 2F	104	52		○	×	×
27	碧南市文化会館	源氏神明町 4	42-3511	鉄筋 5F	1,250	625		○	○	○
28	天道保育園	末広町 2-32	41-0077	鉄筋 2F	120	60		○	○	○
29	南中学校体育館	春日町 1-1	41-0991	鉄筋 2F	1,089	544		○	×	×
30	臨海体育館	浜町 2-3	48-5311	鉄骨鉄筋 3F	1,739	869	競技場	○	△	△
31	棚尾ふれあい館	棚尾本町 5-35	46-4746	鉄骨 2F	149	74		△	△	△
32	防災の家	鴻島町 6-67	42-8566	鉄骨 1F	82	41		○	×	×
33	西端下区民館	油濁町 1-1	-	鉄骨 1F	206	103		○	×	×
34	西端保育園	札木町 3-202	42-2566	鉄筋 2F	126	63		○	×	×
35	中部公民館	向陽町 3-48	42-8266	鉄筋 2F	145	72	ホール	○	○	○
合 計					21,924	10,954				

※ ○：使用できます △：上層階であれば使用できます ×：浸水するため使用できません
(注) 収容可能人員は、1人につき2.0㎡の面積を基準とする。

いっとき
 一時退避場所

- ・災害時に一時的に命を守るために避難する場所です。

	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	新川小学校校舎	新川町 2-1	○	○	○
	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	新川中学校校舎	新川町 1-1	○	○	○
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×
	六軒町公園及びアイシン精機(株)駐車場	六軒町 4-38	○	○	○
	明石公園駐車場	松江町 3 丁目	○	○	○
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
	稲荷社境内	松江町 1-66	○	○	○
	神明社境内	相生町 5-74	○	○	○
	山神社境内	山神町 7-26	○	○	○
	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	新川町駅西駐車場	浅間町 3-18	○	×	×
	秋葉神社境内	金山町 4-6	○	×	×
	御鞆社境内	西山町 7-115	○	×	×
	住吉神社境内	住吉町 3-40	○	×	×
	齋宮社境内	千福町 3-3	○	○	○
踏分公園	踏分町 1-101-1	○	×	×	
中央	中央小学校校舎	向陽町 3-19	○	○	○
	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	中央中学校校舎	植出町 5-2	○	○	○
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
	碧南市文化会館	源氏神明町 4	○	○	○
	市民病院尾城共同住宅	尾城町 5-45-1	○	○	○
	市営向山住宅	幸町 6-11	○	○	○
	宮後公園	宮後町 3-1	○	×	×
	神明社境内	宮後町 2-25	○	○	○
	末広公園	末広町 2-23	○	○	○
	末広東公園	末広町 3-35	○	○	○
	栄公園	栄町 2-60	○	○	○
	津島神社境内	天王町 7-26	○	○	○
	野田公園	野田町 80	○	○	○
	神明社境内	源氏神明町 6	○	○	○
	源氏神明公園	源氏神明町 122	○	○	○
大浜	大浜小学校校舎	浜田町 1-1	○	○	○
	前浜集落センター	前浜町 1-80	△	△	△
	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町 1-178-1	△	△	△
	中部電力(株)川口寮	川口町 1-179	△	△	△
	トヨタ自動車(株) 第1～第5衣浦寮敷地	港本町 3-1	○	×	×
	トヨタ自動車(株) アリビオ衣浦寮敷地	塩浜町 8-1-1	△	×	×
	スペクトル碧南	塩浜町 5-2-1	△	△	△
	大浜保育園園庭	本郷町 2-68	○	×	×
	荒神社境内	中町 1-62	○	○	○
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×

	大瀨熊野大神社境内	宮町 5-46	○	×	×
	大浜幼稚園	浜田町 1-119	○	△	△
	児童養護施設オリーブ	江口町 3-12	△	△	△
	衣浦東部浄化センター 管理棟	港南町 2-8-15	○	×	×
	アイシン辰栄(株) 立体駐車場	港南町 2-8-12	○	○	○
棚尾	棚尾小学校校舎	春日町 1-5	○	○	○
	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×
	南中学校校舎	春日町 1-1	○	○	○
	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×
	棚尾公民館	汐田町 2-28	△	△	△
	ものづくりセンター	汐田町 1-1-2	△	△	△
	ジール碧南店 立体駐車場	栗山町 2-59-1	○	△	△
	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	熊野神社境内	大浜上町 1-2	○	○	○
	沢渡公園	沢渡町 194	○	×	×
	棚尾保育園園庭	汐田町 5-34	○	×	×
	八柱神社境内	弥生町 3-140	○	○	○
	DCMカーマ碧南店 店舗 2 階駐車場	弥生町 5-46	△	△	△
日進	日進小学校校舎	日進町 4-1	△	△	△
	㈱中部プラントサービス碧南寮	三宅町 4-72	△	△	△
	日鉄ステンレス㈱碧南寮	鴻島町 5-33	○	△	△
	流作区民館敷地内	流作町 1-11-1	○	×	×
	霞浦公園	霞浦町 2-68-2	○	×	×
鷺塚	鷺塚小学校校舎	旭町 2-30	○	○	○
	鷺塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○
	東中学校校舎	天神町 3-88	○	○	○
	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○
	市民病院看護師住宅	尾城町 1-17	○	△	△
	市営新道住宅	新道町 2-69-1	○	△	△
	市営城山住宅	城山町 5-32	○	△	△
	市営笹山住宅	笹山町 3-1-1	○	△	△
	碧南市養護老人ホーム	鷺林町 4-109-1	○	△	△
特別養護老人ホーム ひまわり	鷺林町 4-109-1	○	△	△	
西端	西端小学校校舎	上町 3-1	○	○	○
	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×
	西端中学校校舎	神田町 3-10	○	△	△
	市営三度山住宅	三度山町 2-7	○	△	△
	トリーハイツ西端	古川町 1-1	○	△	△
	農業者コミュニティセンター駐車場	神田町 2-6	○	×	×
	西端保育園園庭	札木町 3-202	○	×	×
	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	油漕町 3-50	○	×	×
油ヶ漕地域運動広場 (未整備)	湖西町 4 丁目	○	×	×	

※ ○：使用可 △：上層階であれば使用可 ×：浸水するため使用不可

火災時退避場所

- ・火災の延焼が大規模になったときに、多くの人々が避難できる場所です。
- ・場所によっては、津波・洪水・高潮時の避難も可能。

	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×
	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
中央	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
大浜	大浜小学校グラウンド	浜田町 1-1	×	×	×
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×
	伊勢町公園	伊勢町 3-25	×	×	×
棚尾	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×
	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×
	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	若宮公園	若宮町 7-19	×	×	×
日進	日進小学校グラウンド	日進町 4-1	×	×	×
鷺塚	鷺塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○
	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○
西端	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×
	油ヶ渕遊園地	油渕町 2-72	×	×	×

※ ○：使用可 ×：浸水するため使用不可

土のう集積場所

No.	地区	場所	町名	個 数
1	新川	羽久手公園駐車場	千福町	300
2		名鉄三河線 新川鉄橋北	籠田町	200
3		久沓公園	久沓町	100
4	中央	中山ゲートボール場	中後町	200
5		中山町ちびっこ広場	中山町	200
6		幸町信号交差点南東	中山町	500
7		保健センター第2駐車場	天王町	200
8		尾城公園	尾城町	200
9	大浜	市役所駐車場	松本町	300
10		大浜公民館	中町	200
11		中町防火水槽	中町	100
12	棚尾	雨池防災倉庫	雨池町	100
13		栗山防災倉庫	栗山町	200
14		ものづくりセンター	汐田町	200
15		志貴崎公園	志貴崎町	100
16		棚尾ふれあい館	棚尾本町	100
17	旭	日進公民館	日進町	200
18		広藤園南	神有町	200
19		城山住宅	城山町	200
20		旭町防災倉庫	旭町	100
21	西端	宮下住宅	吹上町	300
23		応仁寺駐車場	湖西町	300
22		神田町防災倉庫	神田町	200
24	分団	第1分団会館	鶴見町	100
25		第2分団会館	浜田町	100
26		第3分団会館	棚尾本町	100
27		第5分団会館	照光町	200
28		第6分団会館	三度山町	200
29	消防署	碧南消防署	港本町	150
合 計				5,550

井戸水提供の家

[R5/4/1現在]

- ・井戸水提供の家は、大規模災害に水不足となった時に、善意により井戸水を無償で提供してもらえる家です。
- ・井戸水は、生活用水(洗濯、掃除等)として利用してください。
- ・碧南市ウェブサイトにおいて、井戸水提供の家の所在地が地図上で確認できます。
<https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/bosai/kakushuseido/1066.html>

番号	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
1	新川	丸山町6丁目69番地	中谷真人
2	新川	六軒町3丁目66番地	市古辰夫
3	新川	六軒町3丁目77番地	市古仲子
4	新川	田尻町1丁目63番地	杉澤久雄
5	新川	田尻町3丁目27番地	杉澤康裕
6	新川	田尻町3丁目35番地	北野運輸株式会社
7	新川	田尻町3丁目45番地	平林千孝
8	新川	松江町2丁目50番地	伊藤守代
9	新川	相生町1丁目71番地	横山隆一
10	新川	相生町2丁目115番地	株式会社朋栄社
11	新川	相生町4丁目23番地	株式会社朋栄社
12	新川	松江町3丁目103番地	松江寺 榎戸明圓
13	新川	松江町3丁目110番地	鈴木龍雄
14	新川	松江町4丁目3番地	齋藤芳久
15	新川	松江町4丁目53番地	小早川桑雄
16	新川	松江町4丁目74番地	荻原宏
17	新川	松江町6丁目54番地	鈴木正雄
18	新川	松江町6丁目76番地	新川清司
19	新川	鶴見町2丁目73番地	神谷肇
20	新川	鶴見町2丁目110番地	池西時計店
21	新川	西山町2丁目35番地	藤井一行
22	新川	西山町7丁目16番地	原田高志
23	新川	山神町3丁目21番地	武島章
24	新川	山神町5丁目76番地	樅山幹雄
25	新川	山神町8丁目26番地	板倉顕一
26	新川	新川町2丁目32番地	永井尚幸
27	新川	山神町4丁目107番地4	片山誠二
28	新川	浅間町2丁目31番地	笠原修司
29	新川	浅間町2丁目29番地	小酒井正夫
30	新川	浅間町2丁目51番地	岡本茂子
31	新川	浅間町2丁目61番地	磯村信久
32	新川	浅間町3丁目33番地	小島悠美子
33	新川	浅間町3丁目75番地	小島彦仁
34	新川	浅間町5丁目35番地	鈴木君子
35	新川	浅間町2丁目96番地	角谷邦光
36	新川	千福町3丁目96番地	太田峰弘
37	新川	千福町5丁目34番地	小串元
38	新川	籠田町2丁目10番地	岩野一敏

番号	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
39	新川	籠田町2丁目11番地	山田篤
40	新川	籠田町3丁目36番地	角谷登志昭
41	新川	浜尾町2丁目50番地	加藤進
42	新川	福清水町2丁目64番地	角谷文三
43	新川	鶴見町3丁目70番地	株式会社丸吾家具店
44	新川	堀方町3丁目30番地	岡本煉瓦株式会社
45	新川	東山町3丁目41番地	鈴木完治
46	新川	金山町3丁目63番地	杉浦重敏
47	新川	金山町5丁目48番地	鈴木健二
48	新川	金山町6丁目27番地	鏝本和喜
49	新川	東山町5丁目51番地	鏝本晴良
50	新川	東山町5丁目78番地	高橋克維
51	新川	住吉町2丁目36番地3	守田行雄
52	新川	山神町3丁目75番地	石川治
53	新川	松江町4丁目37番地	石崎貫也
54	新川	松江町4丁目18番地1	岡本和子
55	新川	鶴見町3丁目120番地	都築榮作
56	新川	浅間町3丁目1番地	角谷知司
57	新川	東山町6丁目39番地	石川清勝
58	中央	末広町3丁目17番地	奥谷祝基
59	中央	宮後町3丁目22番地	角谷捷
60	中央	道場山町1丁目37番地	中本政男
61	中央	道場山町2丁目25番地	畔柳茂
62	中央	道場山町2丁目33番地	角谷弥
63	中央	道場山町3丁目17番地	芹ヶ野勉
64	中央	道場山町4丁目50番地	杉浦昭吉
65	中央	道場山町4丁目68番地	原田美貴夫
66	中央	道場山町5丁目132番地2	角谷浩一
67	中央	道場山町5丁目137番地	鈴木勇
68	中央	天王町3丁目83番地	加藤妙子
69	中央	天王町5丁目88番地	加藤治男
70	中央	天王町6丁目52番地	梶川吉治
71	中央	天王町6丁目83番地	岡田裕康
72	中央	中山町1丁目64番地	井上誠二
73	中央	中山町4丁目45番地	石川亨
74	中央	中山町5丁目5番地	井上邦克
75	中央	尾城町5丁目22番地	榊原幸男
76	中央	幸町4丁目61番地	生田定以
77	中央	中後町4丁目76番地	佐々木尚司
78	大浜	中松町3丁目62番地	村上高志
79	大浜	中町1丁目26番地	織田す々ゑ
80	大浜	松本町116番地	磯貝由一
81	大浜	松本町149番地1	K&A Nexus 杉浦圭子
82	大浜	錦町4丁目86番地	近藤正義
83	大浜	築山町2丁目43番地	村田通治
84	大浜	築山町1丁目35番地	加藤義守

番号	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
85	大浜	西浜町4丁目16番地	磯貝武之
86	大浜	本郷町1丁目50番地	亀山敏夫
87	大浜	羽根町1丁目43番地	佐野正典
88	大浜	羽根町1丁目43番地	佐野正典
89	大浜	宮町5丁目14番地	磯貝好行
90	棚尾	源氏町2丁目68番地	長田信人
91	棚尾	源氏町2丁目71番地	榊原安夫
92	棚尾	源氏町3丁目76番地	寺部由紀夫
93	棚尾	弥生町3丁目132番地	高須満司
94	棚尾	棚尾本町2丁目9番地	永井治一郎
95	棚尾	若宮町6丁目6番地	石川宙一
96	棚尾	棚尾本町2丁目14番地	齋藤好司
97	旭	鷺塚町1丁目30番地	小林忠
98	旭	鷺塚町3丁目104番地	榊原慶治郎
99	旭	鷺林町4丁目5番地	杉浦雅己
100	旭	鷺塚町4丁目54番地	藤田富士雄
101	旭	鷺塚町5丁目2番地	白井強
102	旭	鷺林町2丁目65番地	杳名宏
103	旭	二本木町2丁目16番地	岡部藤幸
104	旭	笹山町6丁目61番地	神谷正隆
105	旭	笹山町7丁目41番地	岡本幸雄
106	旭	新道町4丁目35番地	石川裕昭
107	旭	神有町5丁目101番地	山田佐加代
108	旭	神有町7丁目61番地	山田丈夫
109	旭	神有町3丁目73番地	片山史郎
110	旭	旭町1丁目103番地	小林春男
111	旭	神有町4丁目70番地	片山幸教
112	旭	東浦町1丁目20番地	伊藤清和
113	旭	日進町1丁目12	横山和央
114	旭	天神町1丁目26番地	山田泰樹
115	西端	雁道町4丁目1番地	株式会社五十鈴製作所(本館)
116	西端	雁道町4丁目1番地	株式会社五十鈴製作所(集会棟)
117	西端	長田町2丁目19番地1	鈴木良晴
118	西端	半崎町2丁目17番地	鳥居義卓
119	西端	半崎町2丁目20番地	神谷雅嗣
120	西端	半崎町3丁目27番地	岩月義成
121	西端	半崎町3丁目28番地	神谷秋重
122	西端	半崎町3丁目51番地	岩月勇
123	西端	半崎町4丁目76番地	天野善吉
124	西端	白沢町1丁目20番地	宮本紀久代
125	西端	半崎町4丁目74番地	佐藤義行(北)
126	西端	神田町1丁目16番地	森清
127	西端	神田町1丁目28番地	鳥居明春
128	西端	神田町1丁目39番地	鳥居靖彦

番号	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
129	西端	鳥追町1丁目22番地1	岩月学
130	西端	上町5丁目65番地	新美達夫
131	西端	吹上町1丁目66番地	鳥居勝
132	西端	吹上町2丁目2番地	鈴木忠勝
133	西端	吹上町2丁目38番地	加藤ツヤ子
134	西端	吹上町2丁目56番地	原田一一
135	西端	湖西町1丁目14番地	鳥居辰夫
136	西端	湖西町1丁目47番地	神谷遠一
137	西端	湖西町1丁目60番地	田淵朱實
138	西端	湖西町2丁目27番地	杉浦満枝
139	西端	油渕町1丁目6番地	松光山 応仁寺
140	西端	油渕町1丁目56番地	加藤俊彦
141	西端	坂口町1丁目18番地	杉浦英明
142	西端	坂口町2丁目19番地	杉浦恒男
143	西端	坂口町3丁目83番地	鳥居忠男
144	西端	坂口町3丁目128番地	杉浦春代
145	西端	坂口町3丁目129番地	杉浦孝明
146	西端	坂口町3丁目150番地	杉浦祥司
147	西端	札木町1丁目61番地1	中園幹男
148	西端	札木町2丁目4番地	深谷吉彦
149	西端	札木町2丁目34番地	石川昭仁
150	西端	札木町2丁目63番地	神谷達敏
151	西端	札木町5丁目14番地	原田博司
152	西端	坂口町2丁目8番地	鳥居賢一
153	西端	札木町3丁目51番地	杉浦恒男
154	西端	札木町2丁目26番地	杉浦實
155	西端	荒居町2丁目70番地	杉浦真人
156	西端	荒居町3丁目73番地	前田秀一
157	西端	三度山町3丁目58番地	中根好子
158	西端	坂口町1丁目48番地	杉浦敏充
159	西端	坂口町1丁目14番地	杉浦弘江
160	西端	吹上町1丁目28番地	岩月弘樹

碧南市耐震関係補助制度

碧南市には、近い将来起こる可能性が高いと言われていた「南海トラフ地震」の被害を軽減するために、様々な補助制度があります。

また、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅に対して、無料で耐震診断を行っています。

いずれの補助制度を受けるにも、まずは耐震診断が必要となりますので、早めに耐震診断を行いましょ。

そして、補助制度を有効に活用していただき、住宅の耐震化をお願いします。不明な点等ありましたら建築課へお問い合わせください。

[連絡先]

建築課建築行政係

TEL:0566-95-9907(直通)

FAX:0566-46-9456

MAIL:kentikka@city.hekinan.lg.jp

木造耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。

無料

非木造耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。

一戸建て:上限9万円
集合住宅:上限120万円

木造耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。

上限120万円

耐震シェルター

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。

上限30万円



木造段階的耐震改修

木造耐震改修の費用の一部を段階的に補助する。

一段目:上限60万円
二段目:上限60万円

解体

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の解体の費用の一部を補助する。

上限20万円

建替

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の建替工事の一部を補助する。

上限50万円

非木造耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。

上限120万円

消防団確保施策

碧南市を含む西三河地域は、南海トラフ地震の発生が危惧されており「地域防災力の充実強化」は喫緊の課題です。このような状況のなか、地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献している消防団員は、自営業者の減少や少子高齢化等により、年々、減少傾向にあり確保が非常に難しくなっています。



本市では、消防団員の8割を被用者が占めている就業形態であることから、より多くの企業から消防団員を輩出いただけるよう、各種施策を推進するとともに、魅力ある消防団となるよう、その他の施策についても適宜見直しを図ります。

消防団員の輩出について、ご理解ご協力をお願いいたします。

●消防団員の推移（条例定員254人） (人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
222(▲32)	219(▲35)	211(▲43)	207(▲47)	188(▲66)

※（ ）内は、定員との比較。▲はマイナス。

<4つの視点から消防団員確保施策を強化拡充しました>

1 事業所に対する施策

(1) 企業防災力向上研修支援補助金

企業の防災リーダーとなりうる人材の育成を図るための研修として消防団員を輩出していただくことが、その企業の防災力を向上させることにつながり、ひいては、地域の防災力向上に繋がることから、消防団員1人につき年15万円、3年間で45万円を支給する制度です。補助対象は市内事業所の従業者、役員等又は個人事業主となります。

(2) 総合評価落札方式（特別簡易型）における評価項目の追加

平成28年4月1日以降に入札する工事から「地域精通度及び貢献度」の評価項目に消防団在籍者の有無を追加しました。

(3) 愛知県への要望

消防団の充実強化に向けた取組として、消防庁から都道府県に積極的な検討を求めている消防団協力事業所に対する法人事業税の減税や入札において事業者の消防団活

動への協力を積極的に評価する取り組みについて、市からも強く要望しています。

(4) 消防団協力事業所認定証の交付

消防団の活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付します。また、希望により車に貼るマグネットプレートを贈呈します。

2 消防団員に対する施策

(1) 処遇の改善

訓練について、令和4年度から1回3,500円を4,000円に増額しました。

災害出動について、令和2年度から1回3,500円を7,000円に、令和4年度から1回7,000円を8,000円に増額しました。

訓練及び災害出動等について、個人支給に変更しました。

退職報償金について、平成26年度に約5万円増額しました。

(2) 装備品の充実

平成26年2月に「消防団の装備の基準」が抜本的に改正されたため、安全装備品、救助資機材装備の充実・強化を図っています。

3 学生に対する施策

(1) 学生消防団活動認証制度

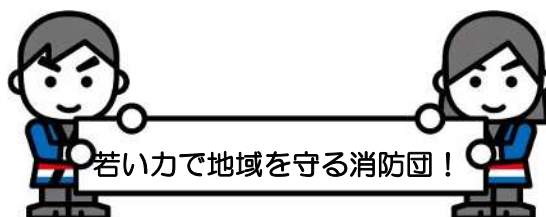
就職活動時に消防団活動が積極的に評価されるよう、大学生等の学生団員への認証状交付事業を実施しています。

4 市民に対する施策

(1) 積極的な広報活動

広報へきなんに「めざせ!!地域のヒーロー消防団」のコーナーを掲載し、活動状況や消防団の真の姿を紹介しています。また、消防団ホームページをリニューアルし、団、団員及び団員の家族の生の声などを掲載し広く周知しています。

また、平成30年度からは市役所庁舎内広告看板にて団員募集PRのため、消防団の活動の様子を掲載しています。



避難行動要支援者制度のお知らせ

碧南市では、避難行動要支援者名簿を作成し、地域において避難支援体制づくりを行なう「避難行動要支援者制度」を実施しています。

避難行動要支援者名簿とは

在宅で、ひとり暮らしの高齢者や重度の障害がある方など、災害時の避難において、何らかの手助け（支援）を必要とする方の名簿です。この名簿は避難支援等関係者（民生委員や自主防災会など）に提供され、近所の方など地域の避難支援者が連携して避難支援、安否確認を行なうことに役立っています。

名簿に掲載する情報は、本人の住所、氏名、電話番号、避難支援等を必要とする事由、生年月日、性別、その他（緊急連絡先・身体状況など）です。

A 避難行動要支援者とは

在宅であり、災害が起きたときに、自力での避難が難しく、何らかの手助け（支援）を必要とする方です。次のア～キの方が対象となります。



ア	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯としてシルバーカードに登録されている方
イ	要介護3～5の方
ウ	高齢者のみの世帯で、市に名簿への登録を申し出た方
エ	身体障害者手帳1級または2級の方
オ	療育手帳のA判定またはB判定の方
カ	精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の方
キ	移動に介助を必要とする療育者

B 避難支援等関係者とは

平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受け、災害時の避難支援や見守り活動に協力していただく団体です。具体的には次の団体が該当します。

- ・消防署
- ・警察署
- ・民生委員児童委員協議会
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・自主防災会

C 避難支援者とは

ご近所などの地域住民の方で、災害時にできる範囲内で避難支援・安否確認をしていただける方です。



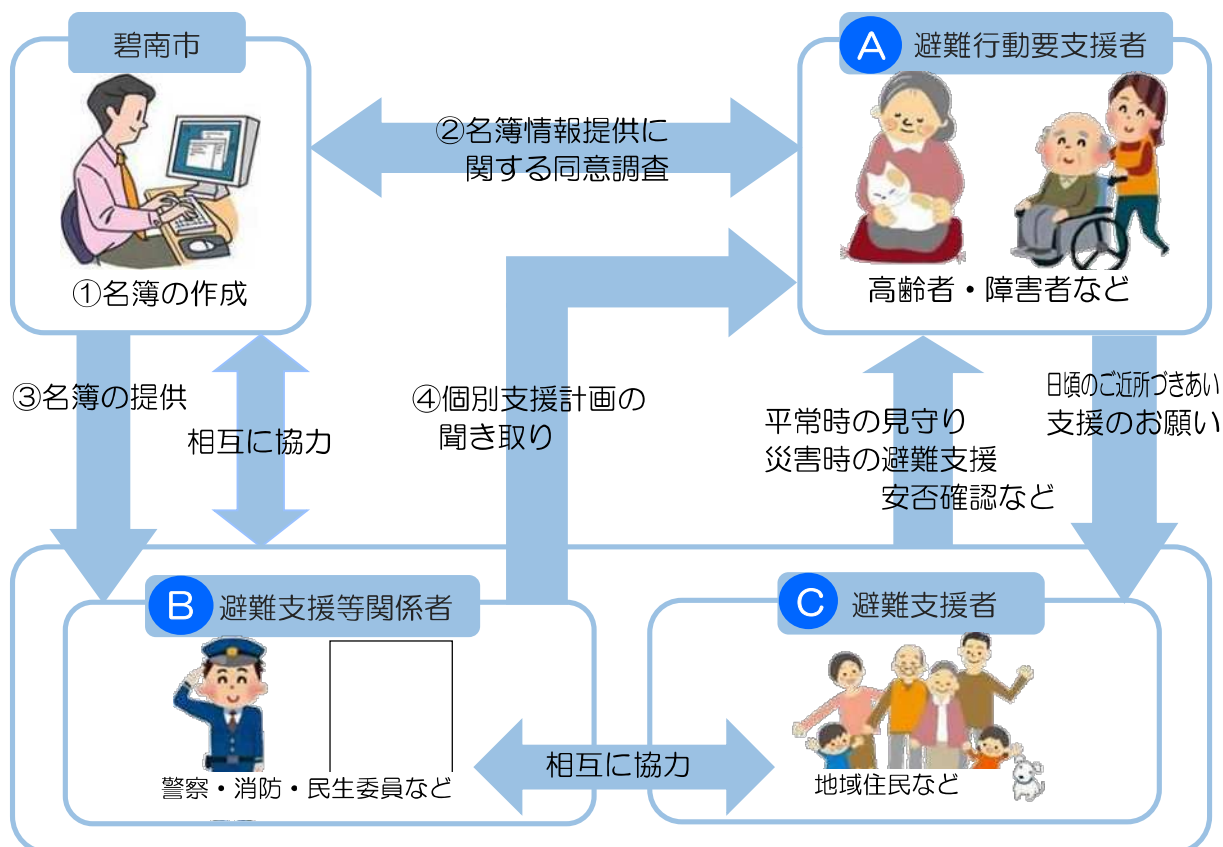
避難支援等関係者も避難支援者も法的な義務や責任を負うものではありません。ご自身や家族などの安全を確保したうえで、避難行動要支援者の支援をお願いします。

問合せ先

碧南市役所

- （高齢者関係） 高齢介護課 高齢福祉係 0566-95-9888
 （障害者関係） 福祉課 社会福祉係 0566-95-9884

避難行動要支援者名簿の仕組み



①名簿の作成

市の関係課で把握している情報を集約して避難行動要支援者名簿を作成します。

②名簿情報提供に関する同意調査

市は避難行動要支援者に対し、名簿を平常時から避難支援等関係者に提供することについての同意調査を行ないます。

③名簿の提供

市は、②の調査で同意された方の名簿を避難支援等関係者に提供します。

④個別支援計画の聞き取り

提供された名簿をもとに、避難支援等関係者が災害時の避難計画（個別支援計画）の聞き取りをします。

災害時に備えて

避難計画を立てましょう

いつ起こるか分からない災害に対し、平常時から避難場所や避難支援者などを確認して、避難計画を立てましょう。また、災害時に備えて、食料などの必要なものを準備するようにしましょう。

近所の方たちとコミュニケーションを図りましょう

災害時の避難支援を行ないやすくするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作ることが必要となります。そのためには、日頃のご近所づきあいを大切にすることが望まれます。

避難行動要支援者の災害時支援をお願いします

6,400人以上の死者・行方不明者を出した、阪神・淡路大震災では、地震による倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の方によって救出されていると言われています。

このように、災害の発生時における避難支援には隣近所による「共助」が重要となると考えられます。そのため、地域の皆様で避難行動要支援者の災害時における避難支援をお願いします。

避難行動要支援者とは



在宅であり、災害が起きたときに自力での避難が難しく、何らかの手助け（支援）を必要とする方です。高齢者や障害をお持ちの方が対象となります。

避難支援者とは

ご近所などの地域住民の方で、災害時にできる範囲内で避難支援・安否確認をしていただく方です。具体的な役割は、災害が発生するおそれがあるときに、情報を伝えたり、自身が避難するときに避難支援をすることです。

災害の発生時には

災害の発生時には、市から個別に避難情報の連絡、避難所への誘導をすることができないため、自らの判断により行動していただく必要があります。ただし避難勧告や避難指示が発令された場合は、へきなん防災メールにて情報の配信をおこないます。

避難行動要支援者の中には、避難勧告や避難指示の情報を入手できない方も見えることが予測されます。避難勧告などの情報を入手した場合は、支援を頼まれた避難行動要支援者の方にも情報の伝達をお願いします。

また、自身が避難する際に支援を頼まれた避難行動要支援者と一緒に避難するなどの避難支援をお願いします。

避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません



避難支援者となられた場合でも、自身や家族などの安全確保が前提となります。そのため、自身や家族などの安全を確保したうえで、支援を頼まれた避難行動要支援者の支援をお願いします。

自主防災会連絡協議会Q&A

自主防災会組織・活動

No	質問	回答
1	2つの自主防災会を合併し、実質の活動は2つに分けたい。	委託料は自主防災会ごとに定められており、2つの自主防災会を合併し活動を2つに分けても委託料は1自主防災会分しか支払われません。
2	「自主防災会組織表」【様式1-3】について、組織表は作成例どおりでなければならないか。会長、副会長、監事などの役職はすべて必要か。	あくまで作成例を示しているだけであり、役職等組織は地区の防災会ごとに独自で編成してください。
3	自主防災活動委託料の受け入れ口座は、どの口座でも良いのか。	会計名義口座等地区から申し出のあった口座に振り込みます。
4	実際に大地震等が起こった時に、自主防災会として何をしたらいいのか。	まずは自分の命を守るのが第一、次に地域住民を守るとともに安否の確認、避難所への誘導、避難所に着いたら指示に従い避難所開設・運営を進めてください。
5	地区自主防災訓練においてAEDの使い方の指導をして欲しいときはどうすればいいのか。	「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】の「その他」欄にAED訓練を実施するため防災課職員の指導を希望すると記入してください。
6	地区自主防災訓練において可搬消防ポンプの使い方の指導をして欲しいときはどうすればいいのか。	日程や内容の調整は消防予備隊と直接行ってください。連絡先は、資料「自主防災会組織と消防予備隊との連携」を参考にしてください。
7	地区自主防災訓練においてAED、人形、水消火器等を借用したいときはどうすればいいのか。	AEDや人形は、「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】に記入していただければ、指導職員が当日持ち込みます。また、水消火器・的は、直接消防署(本署・北分署・東分署)に借用を申し込んでください。
8	地区自主防災訓練において、防災ボランティアに指導・協力をお願いするときはどうすればいいのか。	直接地区から防災ボランティア連絡会に連絡し、派遣を要請してください。決定後、「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】の「連絡事項等」欄に派遣依頼したことを記載してください。
9	地区自主防災訓練の参加者に配布するアルファ米・クラッカー等備蓄食料は例年どおり配布してもらえるのか。	備蓄食料は災害時に市民に配布するものですが、消費期限があり有効活用するため、地区自主防災訓練で希望する場合には配布しています。配布数は、防災課に相談してください。

10	委託料の使い道は。また、委託料が余った場合はどうなるのか。	地区の防災訓練における参加者や講師等の謝礼や防災備蓄倉庫内の乾電池等使用期限がある消耗品の補充、可搬ポンプの燃料の補給等に充ててください。なるべく委託料を全額使っていただくようお願いいたします。万一、余ってしまった場合は、残額を返還していただくこととなります。
11	炊出し等でゴミ(ペットボトル含む)が大量に出た。イベント申請するとクリーンセンターへの搬入費が無料になるのか。	無料になるのは清掃活動を行うものに限られるため、自主防災訓練においてでたゴミは無料にはなりません。市からの委託費で搬入費を支出してください。 ※100kgまでは無料、100kgを超えた分は10kgごとに50円
12	自主防災会で研修旅行に行きたいが、市のバスを利用することはできるか。	市の事業ではないためできません。
13	町内会と自主防災会との違いは。	町内会長は、常日頃から住民の安心・安全に努めていただき、自主防災会長は、点検・訓練を行い、災害時においてリーダー的立場として、住民の安心・安全に努めていただきたいと思います。

提出書類

No	質問	回答
1	「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】にある参加人数欄への計上方法は。	ご自身の自主防災会に関連する参加人数を記入してください。他の自主防災会と合同で行う場合、他の自主防災会に関連する参加人数は含まないでください。
2	複数の訓練や点検を、同一の日に行う場合の「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】への記入方法は。	同一の日に行う場合でも、各項目にそれぞれ記入してください。 ※例:可搬消防ポンプ訓練と救命講習を同一の日に行う場合、「2 可搬消防ポンプ」の欄と「5 防災訓練」の欄にそれぞれ記入します。
3	「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】等、2つ以上の自主防災会が合同で実施する場合でも、各自主防災会で提出が必要か。	同一内容であっても、自主防災会が異なるため、それぞれの自主防災会で別々に提出をしてください。
4	防災訓練を実施する1か月前に、「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】を提出しなければならない理由は。	地区の訓練を計画する際、職員派遣や物品の借用等、直前では手配できないことがあるため、計画書は1か月前としています。
5	提出書類の様式のデータはもらえるか。	市ホームページからダウンロードできます。 ※碧南市ウェブサイト>メニュー>防災・安心・安全>自主防災会>自主防災会運営・活動様式

6	自主防災会の訓練の際、どのように役割分担すればいいのか。	自主防災会組織表に沿った役割分担を行い、実践に備えてください。
---	------------------------------	---------------------------------

街頭消火器

No	質問	回答
1	街頭消火器で番号等の表示が消えている場合の対応は？	防災課に連絡していただければ修繕します。
2	街頭消火器の位置を変えたい場合はどうしたらよいか。	移転先は自主防災会で決めてください。新たな設置場所の家主が了解していただければ、防災課に連絡ください。速やかに移転します。
3	家の取り壊しで取り外した街頭消火器の移転先がすぐに決まらない場合は。	防災課に連絡してください。一時的に市役所で保管します。
4	「市役所で保管中」の消火器一覧とは。	以前設置してあった家の取り壊しやリフォーム等で移設先が決まらず、市で回収保管中のものです。地区の方々が取り付け可能な場所を探し、取り付け許可がでましたら、防災課まで連絡してください。防災課にて取り付けます。
5	街頭消火器の使用期限がきたらどうするのか。	使用期限は市で管理しています。設置後10年をめどに交換しています。更新時期は街頭消火器設置一覧表を参考にしてください。
6	街頭消火器について、例えば20戸の分譲住宅ができる予定がある場合、設置の折衝等は地区が行うのか。	分譲住宅ができるときに市が行う開発協議の際、防災課が業者に指導します。地区が折衝する必要はありません。なお、街頭消火器は、10戸につき1つの消火器を設置するようお願いいたします。
7	街頭消火器を点検した際、不備が発覚した際はどうするのか。	点検結果とともに防災課に連絡してください。
8	初期消火で消火器を使用した際等の粉末消火剤の補充はどうするのか。	防災課に連絡してください。市が回収、補填後元に戻します。

可搬消防ポンプ

No	質問	回答
1	可搬消防ポンプのバッテリー充電をしたいが、電源がない。	電源のある場所まで移動し、充電してください。
2	可搬消防ポンプ保管庫の近くに防火水槽はあるのか。	可搬消防ポンプ保管庫に、地区の水利一覧を記載した地図が配備してあります。地図にて確認してください。
3	可搬消防ポンプのバッテリーを更新したいが費用は自主防災会で支払うのか。	各自主防災会の委託料10万円で対応してください。

防災備蓄倉庫(コンテナ)

No	質問	回答
1	南京錠は外れたが扉が開けられない。	扉は固いので、力を込めて開けてください。
2	鍵をもらっていない。	鍵は、前任者から引き継ぐことになっていますので、前任者に確認してください。
3	スペアキーを作成してよいか。	スペアキーの作成はしていただいてもよいです。しかし、鍵の所在が不明とならないよう、管理は各自主防災会で責任をもって行ってください。また、作成したスペアキーについては、防災課まで報告してください。
4	防災備蓄倉庫(コンテナ)が自主防災会管轄の町内会から遠くにあり、使用に不便なため移設できないか。	防災コンテナの移設は複数の自主防災会で使用しているため難しいです。単独の自主防災会管理のもので移設を希望する際は地区で移設候補先を選定願います。
5	消耗品は、訓練時に使用して良いか。	コンテナ内にあるもの(アルファ化米、クラッカー保存水、毛布を除く)は自由に使っていただいて構いません。ただし、消耗品を使用した場合は、直ちに補充をお願いします。また、非常食等必要であれば、市からできる範囲で提供します。
6	資機材装備点検は、地区であたればよいか。また、年間の点検回数は。	各地区自主防災会で点検をお願いします。年間の点検回数は年1回以上お願いします。
7	防災コンテナ内に自主防災会独自の物品を置いてよいか。	市から配備している物品以外に、自主防災会独自の物品を置いてもよいです。物品の場所が分かるように、整理整頓して置いてください。

ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)訓練

No	質問	回答
1	1年に1回以上の訓練実施とあるが、他の自主防災会と合同で訓練を行った場合の取扱いは。	ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)を使用した訓練を実施した場合、訓練場所が担当する避難所であるか否かに関わらず、訓練回数に加算して報告してください。「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】においては、「4」の欄に記入してください。 なお、自主防災会と紐づけされた避難所で訓練を実施していない自主防災会は、少なくとも会長、副会長等の役員の皆さんは、担当避難所で①ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)の設置場所の確認、②資機材倉庫等の位置の確認、③キーボックスの開閉確認を実施し、その旨を「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】における「4」の欄に記入してください。
2	他の自主防災会と合同で訓練を行う場合の注意点は。	訓練会場を、毎年同じ場所で行わないようにしてください。各自主防災会と紐づけされた避難所で訓練が行えるように、会場を変更して行ってください。 ※例:3つの自主防災会が合同で訓練を行う場合、各自主防災会に紐づけされたA避難所、B避難所、C避難所での訓練を、3年の間に各1回以上行ってください。
3	訓練は行わずに、資機材倉庫等の位置確認やキーボックスの開閉確認だけの実施でも良いか。	訓練は行ってください。
4	訓練で消耗品を使用したか、その補充は。	10万円の委託料で購入し、補充してください。

避難行動要支援者制度

No	質問	回答
1	昨年度の要支援者名簿を前任者から受け取っていない。	前任者に問い合わせ、受け取ってください。
2	災害が発生した際、要支援者の家の防災対策や必要な支援がわからない。確認のため回りたいが、どうしたらいいのか。	避難行動要支援者名簿は資料に添付の各地区の民生・児童委員にも配布しております。各地区の民生・児童委員と協力して要配慮者の安否確認を行ってください。
3	要支援者の高齢者世帯の選び方の基準は。	避難行動要支援者は、在宅で災害が起きた時に、自力での避難が難しく、何らかの支援(手助け)を必要とする方となっています。

		※担当：高齢介護課、福祉課
4	要支援者の安否確認はどのように行えばいいのか。	民生・児童委員と協力のうえ、地域の要配慮者の安否確認をお願いします。避難所での安否確認は行わなくて結構です。

その他

No	質問	回答
1	委託費で複合機を購入していいか。	購入しないでください。委託費は、その年度における自主防災会活動に対して支払をしているため、自主防災におけるヘルメット購入や医薬品等の消耗品購入は良いが、購入後に財産として残るような物品は購入しないでください。
2	区民館にAEDがあるが、バッテリー期限がきており交換はどうすればいいか。	区民館のAEDは宝くじのコミュニティ助成で、地域協働課を通して購入したものです。最初の購入は補助金がでるため、市を通して行いましたが、消耗品に関しては地区で購入して管理してもらう必要があります。
3	碧南市自主防災会連絡協議会の会議資料は、会議出席者以外でも閲覧できるのか。	令和5年度から、個人情報を除いた形式の資料を、碧南市ウェブサイトに掲載します。掲載は、6月以降の予定です。 ※碧南市ウェブサイト>メニュー>防災・安心・安全>自主防災会
4	他の自主防災会の年間事業計画は確認できるのか。	各自主防災会から提出された「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】をまとめたものを、碧南市ウェブサイトに掲載します。掲載は、6月以降の予定です。
5	他の自主防災会の訓練等を、実際に見学することは可能か。	見学先の自主防災会へ連絡いただき、了承が得られれば可能です。なお、各自主防災会の年間事業計画は、6月以降に碧南市ウェブサイトに掲載します。